

要 旨

本稿は、明治初年に宮内省中に設けられた侍講局に焦点を当て、同局の組織編制を明らかにしたうえで、文書管理の実態を検討するものである。侍講局は、明治19年(1886)に廃止されるが、同局が管理していた文書は明治17年設置の図書寮へ引き継がれ、現在は宮内庁書陵部の図書寮文庫と宮内公文書館で所蔵されている。本稿では、①侍読・侍講をとりまく人と組織の変遷、②侍講局を中心とした文書管理の実態、という2点を明らかにした。そして、この2点の解明を通して、侍講局における文書管理の実態とその限界点を明示し、宮内省図書寮の文書管理前史を検討した。

明治初年の侍読・侍講の任免は、大久保利通らが掌握し、次第に実学に近い人物が任命されていった。また侍講を事務的に補佐する侍講附という役職も設けられ、一部には文学的素養のあった人物が任免されたようである。両者は侍講局のなかで緩やかな組織を形成していった。

明治8年1月、侍講は宮内省官制のなかに位置付けられた。さらに、明治10年8月には侍講局が設けられた。明治12年には御系譜掛や御陵墓掛なども包摂され、侍講局が組織として拡大していくことを指摘した。しかし、明治17年に図書寮が設置されると、事務分掌の整理から侍講局の業務は次第に解体され、明治19年2月の官制改正により廃止となった。

侍講局が作成した文書には、日々の業務を記録した「侍講日記」があるほか、稟議書が「例規録」などに綴じ込まれている。一方、取得した文書は、献上・購入・写本の作成・蔵書整理などを経たものであり、いずれも侍講局の担当であった。

侍講局が「取得した」文書には、「宮内文庫約束」という文書管理規則や、借覧規則が制定され、侍講局のもと管理・公開されていった。「作成された」文書については、管理規則などは設けられなかった。こうした差異は、侍講局の職掌によるものであり、これが侍講局による文書管理の限界点であることを指摘した。

しかし、こうした侍講局の文書管理のもと整理された文書が図書寮へ引き継がれ、現在宮内公文書館や図書寮文庫に所蔵されている。このことから、侍講局の文書管理が宮内省における文書管理の先駆けとして、その礎となったことは疑いないだろう。